

2024年3月22日

日本紙通商株式会社
代表取締役社長 吉田 太

役員報酬の減額について

当社は、2024年3月14日付「公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について」にて公表いたしましたとおり、本年3月14日、公正取引委員会から、独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の一般競争入札に関し、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

当社といたしましては、この度の命令を厳粛に受け止め、経営責任を明確にするため、下記のとおり役員報酬を減額することとしましたのでお知らせいたします。

記

1. 役員報酬減額の内容

代表取締役社長	役員月額報酬の30%を減額
取締役 1名	役員月額報酬の20%を減額

2. 期間

2024年4月より3か月

以上